

# 事務事業見直しのための 仕分け市民委員を 募集します

## 募集します

少子高齢化などに伴う税収入の減少、扶助費の増大により、市財政を取り巻く環境は一層厳しくなっています。市では、持続的な行政サービスを維持するために、施策・事業の優先度を図る行政評価制度、効果的・効率的な行財政構造へ改革を進める行財政改革アクションプラン、行政サービスの質・量の変化に的確に対応する組織体制を維持することを基本とした第4期定員管理計画などの各種行財政改革を推進しています。

これらの取り組みの一環として、行政評価に第三者評価を取り入れる「事務事業見直し」のための仕分け市民委員を実施するに当たり、市民委員を募集します。

【会議日程など】第1回会議を8月上旬、「事業仕分け」を10月19日(土)に予定しています。事前の会議日程などは委員と調整の上、決定します。

①電子メール (goseikan@city.higashikurume.lg.jp) ②ファックス (470-7811)

【選考方法】応募動機および年齢、性別のバランスなどを考慮して選考を行います。また、選考結果は郵送で応募者全員にお知らせします。なお、応募書類は返却しません。

【応募資格】7月1日現在で、一年以上市内に居住する満20歳以上の方

## 介護保険料の決定通知書を送付します

25年度の介護保険料決定通知書を7月9日(火)に発送します。

年金から天引きで納めていただく方は、年6回の年金支払日(給付)に天引きとなります。銀行などの窓口で納めていただく普通徴収の方には、納付書を送付します。納期は9回です。納付には便利な口座振替をご利用ください。

介護保険料は40歳以上の全ての方に「負担」いただいています。介護保険は、介護が必要になったときに安心して介護サービスを利用できるように、国民みんなで支え合っていく制度です。本人だけでなく家族の負担も軽くするためのものです。東久留米市の介護サ

ですが、今回お知らせするのは、自分で保険料を納めていただく65歳以上の方です(65歳未満の方の保険料は、医療保険の保険料に含まれた形で納めていただいています)。

個人情報の開示請求の処理状況は、10件中開示決定1件、一部開示決定4件、非開示決定0件、不存在3件、取下げ2件でした。訂正請求、利用中止請求はありませんでした。詳しくは同課 ☎470・7704へ。

市では、25年4月1日～21日の間、満20歳以上の市民の中から無作為に抽出した2000人を対象に実施しました。このため、市民の皆さんの知

## 固定資産税の現況調査にご協力ください

### 家屋の調査について

25年1月2日～26年1月1日の間に新築や増築をした家屋については、26年度からの固定資産税・都市計画税の課税に向けて評価額を算出するため、家屋調査が必要となります。

調査は市職員が複数人で伺い、所有者の立ち会いの下、家屋の外回りと内部の間取り・使用資材などを確認するものです。家屋調査を行うときは、事前に文書で連絡し、日時を約束してから伺います。

家屋の取り壊し・増築の際にはご連絡をお願いします。

建物の全部または一部を取り壊した場合、または建物を増築した場合には、登記・未登記にかかわらず、ご連絡ください。

土地の調査は、市内全域の利用状況から現況地目を調査するものです。

※家屋・土地ともに、調査時には市職員が「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

詳しくは課税課家屋資産税係 ☎470・7777 (内線2342)・2344、土地資産税係(内線2338・2339・2341)へ。



## 24年度個人情報保護制度の運用状況と 情報公開制度の利用状況

### 個人情報保護制度の運用状況

市では、個人情報の取り扱いの基本的事項を定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、東久留米市個人情報保護条例を定めています。24年度の運用状況は、次の通りです。

公文書の開示請求の処理状況は76件中開示決定25件、一部開示決定39件、非開示決定4件、不存在2件、取下げ5件、却下1件でした。

詳しくは企画経営室総務課 法務・文書担当 ☎470・7714へ。

## 施策成果アンケート調査の結果がまとまりました

市では、25年4月1日～21日の間、満20歳以上の市民の中から無作為に抽出した2000人を対象に実施しました。このため、市民の皆さんの知

共通の本人確認を行うに当たって必要不可欠な、無作為の11桁の番号

同制度の詳細は、総務省ホームページ「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」(http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/jichi\_gousei/ce\_gousei/zainyuhin)をご覧ください。

詳しくは同課 ☎470・7722へ。

## 外国人住民の皆さんへ

### 「住民ネット」(住民基本台帳ネットワーク)の運用が開始されます

7月8日(月)から、外国人住民の皆さんについても「住民ネット」(住民基本台帳ネットワークシステム)の運用が開始されます。

「住民ネット」の運用が開始されると、住民基本台帳カード交付申請書、写真(写真付き住民カード)を希望する方のみ、在留カードなどの本人確認ができる書類、手数料(500円)を持参の上、市民課(市役所1階)へ申請していただけます。

「住民ネット」は住民の利便性の向上などのため、住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステム

「住民カード」で全国「住民ネット」



「写真付き住民カード」(イメージ)は公的な身分証明書としても使えます

## 6月1日～8月31日は寄附禁止強化期間です

政治家が選挙区内の人に、お金の物を贈ることは、法律で禁止されています。有権者が寄附を求めるとも禁止されています。これに違反すると処罰されます。

政治家は有権者に寄附を「贈らない!」、有権者は政治家に寄附を「求めない!」、政治家から有権者への寄附は

「受け取らない!」の「三ない運動」を皆さんで徹底し、※ここでいう「政治家」とは、現に公職にある人に加え、候補者や候補者になろうとしている人も含まれます。

詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7777(代)へ。



## 国民年金

### 7月1日から、25年度保険料免除申請などを受け付けます

国民年金制度には、保険料の納付が困難な方のために、申請免除・若年者納付猶予制度があります。

25年度の申請は7月1日(月)から、保険年金課(市役所1階)で受け付けます。25年7月～26年6月の期間が対象です。申請には、年金手帳と認め印を持参してください。24年分確定申告がお済みでない方は、申告を済ませてから申請し

ていただきます。なお、24年度全額免除または若年者納付猶予に該当し、継続審査の対象になっている場合、申請は不要です。

①申請免除(全額免除・一部免除) ②被保険者・配偶者および世帯主の前年の収入が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。

また、承認を受けてから10年以内であれば、後から保険料を納めることができます(追納)。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、経過期間により一定の額が保険料に加算されます。

7月中は、24年度分(24年7月～25年6月)の申請免除・納付猶予の申請も受け付けます。

詳しくは保険年金課 ☎470・7732、または武蔵野年金事務所 ☎042・2・56・1411へ。